

資料編

1. 見直し経過

日程	会議等	内容	
令和4 (2022) 年度	5月18日(水)	第1回成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定幹事会	・見直しスケジュールについて
	7月20日(水)	第1回成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会並びに第2回策定幹事会合同会議	・成田市立地適正化計画の見直しについて
	8月8日(月)	成田市都市計画審議会	・成田市立地適正化計画の見直しについて〔報告〕
	10月26日(水)	第2回成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会並びに第3回策定幹事会合同会議	・成田市立地適正化計画(見直し素案)について
	11月11日(金)	成田市都市計画審議会	・成田市立地適正化計画の見直しに係るパブリックコメントの実施について〔報告〕
	12月15日(木) ～1月16日(月)	パブリックコメント	・成田市立地適正化計画(見直し素案)
	1月27日(金)	第3回成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会並びに第4回策定幹事会合同会議	・成田市立地適正化計画(見直し案)について
	2月2日(木)	成田市都市計画審議会	・成田市立地適正化計画の見直しについて〔諮問〕
	3月	見直し完了	

2. 成田市都市計画審議会への諮問・答申

成都計第1555号
令和5年1月19日

成田市都市計画審議会
会長 田中 亨 様

成田市長 小泉 一成

成田市立地適正化計画の見直しについて（諮問）

都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を見直すにあたり、同条第24項において準用する同条第22項の規定により、貴審議会の意見を聴取する必要があるため諮問いたします。

成都審第7号
令和5年2月2日

成田市長 小泉 一成 様

成田市都市計画審議会
会長 田中 亨

成田市立地適正化計画の見直しについて（答申）

令和5年1月19日付け成都計第1555号で諮問された標記の件について、令和5年2月2日に開催した都市計画審議会に諮ったところ、原案のとおり認めましたので答申します。

3. 要綱等

成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会

成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における少子高齢化及び人口減少等の社会情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを実現するための都市の基本的な方針を定めるため、成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定にあたり必要となる事項を調査検討すること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号。）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定にあたり必要となる事項を調査検討すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に定める者をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参加させることができる。

(幹事会)

第5条 委員会の会議にあたり、必要な調査検討を行うため、策定委員会に成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に定める者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、都市部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 7 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参加させることができる。

(部会)

第6条 立地適正化計画の策定にあたり、都市再生特別措置法第81条第2項第2号から第6号に掲げる事項について調査検討を行うため、幹事会に部会を設置する。

2 部会は、別表3に定める者をもって組織する。

3 部会の会議は、必要な検討事項に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会、幹事会及び部会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

2 成田市都市基本計画策定委員会設置要綱（平成18年要綱）は、廃止する。

附 則（平成27年要綱改正）

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。

附 則（平成28年要綱改正）

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則（平成29年要綱改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱改正）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

副市長

企画政策部長 総務部長 財政部長 空港部長 シティプロモーション部長 市民生活部長
環境部長 福祉部長 健康子ども部長 経済部長 土木部長 都市部長 水道部長 教育部長
消防長

別表2

都市部長 企画政策課長 国家戦略特区推進課長 危機管理課長 財政課長 空港地域振興課長
観光プロモーション課長 スポーツ振興課長 市民協働課長 交通防犯課長 環境計画課長
社会福祉課長 子育て支援課長 商工課長 農政課長 卸売市場長 土木課長 建築住宅課長
下水道課長 都市計画課長 市街地整備課長 公園緑地課長 業務課長 教育総務課長
生涯学習課長 消防総務課長

別表3

○都市機能誘導区域検討部会

都市部長 企画政策課長 国家戦略特区推進課長 危機管理課長 スポーツ振興課長
交通防犯課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 子育て支援課長 保育課長 商工課長
土木課長 道路管理課長 建築住宅課長 下水道課長 都市計画課長 市街地整備課長
公園緑地課長 業務課長 教育総務課長 生涯学習課長

○居住誘導区域検討部会

都市部長 企画政策課長 危機管理課長 資産税課長 交通防犯課長 高齢者福祉課長
障がい者福祉課長 子育て支援課長 土木課長 道路管理課長 建築住宅課長
下水道課長 都市計画課長 市街地整備課長 公園緑地課長 業務課長 教育総務課長

成田市立地適正化計画 2023

発行	成田市
編集	都市部 都市計画課 成田市花崎町 760 番地
発行日	令和 5 年 3 月
登録番号	成都計 2 2 - 0 4 8
